

(財)日本消防設備安全センター評定について

1. 関連法令・基準など

防火対象物に消防用設備などを設置する場合には、原則として1棟の建築物を単位としています。しかし例外的な扱いとして、1棟の建築物であっても消防法施行令第8条に規定される「開口部のない耐火構造の床または壁で区画されている場合」では、その区画された部分はそれぞれ別の防火対象物として取扱われる場合があります。この区画は令8区画と称され、この令8区画を設けることにより火災時の延焼などの阻止力が図れることから、それぞれ別の防火対象物として取扱うことができ、その結果消防設備などの設置について緩和されることがあります。

また共同住宅などについては、「共同住宅等に係わる消防用設備等の技術上の基準の特例について(平成7年10月5日付け消防予第220号)」において、消防用設備等に係わる設置基準の特例を適用するにあたって、各住戸等間における区画を「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」にすることなどが必要とされており、この区画は共住区画と称されます。

消防予第53号通知の概要(令8区画および共住区画を貫通する配管などの取扱い)

	令8区画	共住区画
法規	消防法施行令第8条	共同住宅に係る消防用設備などの技術上の基準の特例について
区画	開口部のない耐火構造の区画、原則として配管等が当該区画を貫通することが認められない。ただし、必要不可欠な配管であって、当該配管および貫通部が一定の耐火性能を有する場合のみ貫通を認める。	
用途	原則として給排水官のみ	原則として給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管など
配管呼び径	200mm以下	
開口径	丸形：300mm以下、形：300mmの円に相当する面積以下	
開口相互の 離隔距離	穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mmの場合は200mm）ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の共住区画にあってはこの限りではない	
耐火性能	当該貫通する区画に求められる耐火性能以上 （2時間以上であること）	
気密	モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻し十分な気密性を有すること	
施工	当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するように施工すること	
評定	（財）日本消防設備安全センターの評定を受けること	
表示	（財）日本消防設備安全センターの表示ラベルを貼付すること	

この令8区画および共住区画については「開口部のない耐火構造の床または壁とする」こととされており、原則として配管などが当該区画を貫通することが認められないものですが、必要不可欠な配管であって、当該配管および貫通部が一定の耐火性能を持つものと認められるものでは、貫通が認められています。【通知:「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(平成7年3月31日付け消防予第53号)」】

2. (財)日本消防設備安全センター 評価について

(財)日本消防設備安全センターは、昭和50年に自治大臣の許可のもと、に設立され、消防設備に関する各種分野の性能評価、点検資格者講習などの実施、技術調査、情報提供などの事業を行っています。

前述の令8区画および共住区画を貫通する配管などの取扱いについては、(財)日本消防設備安全センターにおいて消防予第53号通知に規定する諸条件を満たしているか評価を行っています。BCJ評価と同様、評価を取得しようとする防火措置工法は、その条件範囲・使用材料・施行方法および品質管理などを明確にし、耐火性能試験を実施した上でこれに合格した時に評価が与えられ、同時に評価番号が与えられます。この評価番号を取得したもののみが実用に供することを認められます。

なお、評価登録された防火措置工法などについては、(財)日本消防設備安全センターより「評 -○ 号」の評価番号が付された評価書、評価報告書が発行されます。

3. 耐火性能試験について

防火措置工法の耐火性能試験は、BCJ評価と同様、(財)建材試験センターなどにおいて所定の条件に従い実施されます。

4. 表示ラベルについて

(財)日本消防設備安全センターでは、評価登録された防火措置工法などについて、評価書、評価報告書を発行しています。また評価条件を満たした施工をした上で、その工法の評価番号の記されたラベルを表示することとしています(通常1建築物に対し1枚)。

(財)日本消防設備安全センターのラベルについてもBCJラベルと同様の手続きにて発行しておりますので、各メーカー宛に請求下さい。